

第14回九州チャレンジ陸上競技選手権大会

クラス説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック競技>

| | クラス | | |
|--------------|---------------------------------|---|---|
| 視覚障害 | T11 | 光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。 | |
| | T12 | 手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。 | |
| | T13 | 視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。 | |
| (車椅子) | T30 | 脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの(国際大会のクラスに該当しないもの) | |
| | T31 | 電動車椅子常用者。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。(国際大会では実施されない) | |
| 脳性麻痺 | T32 | 四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。(国際大会では実施されない) 四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動可能。装具や介助付きで、短い距離の歩行可能。(国際大会では実施されない) | |
| | T33 | 中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。 | |
| | T34 | 両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。 | |
| (立位) | T35 | 両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。 | |
| 脳性麻痺 | T36 | 歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。 | |
| | T37 | 歩行または走可能な片麻痺。 | |
| | T38 | 極めて軽度な麻痺。痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺のもの。 | |
| (立位) 低身長症 | T40 | 18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm、女性140cm以下、国際大会では実施されない) | |
| 切断 機能障害 | (立位) | T42 | 片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの |
| | | T43 | 両下腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの |
| | | T44 | 片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの |
| | | T45 | 両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの |
| | | T46 | 片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの |
| | | T47 | 両足部切断または片足部切断。両足部切断または片足部切断に準ずる障害のもの。(国際大会のクラスに該当しないもの) |
| | | T48 | 両手部切断または片手部切断。両手部切断または片手部切断に準ずる障害のもの。(国際大会のクラスに該当しないもの) |
| | (車椅子) 頸損 脊損 切断 機能障害 | T51 | 肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C6)。 |
| | T52 | 肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。大胸筋が機能する(神経機能残存レベル C7/8)。 車椅子常用。筋力や運動性の低下。片上肢または両上肢に痙性あり | |
| | T53 | 両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない。(神経機能残存レベル T1~T7)。 | |
| | T54 | 両上肢正常。通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する(神経機能残存レベル T8~S2)。または準ずる機能障害のあるもの。両下肢の筋力が合計70点以下。 両大腿切断・片大腿切断・両下腿切断・片下腿切断(足関節離断含む)。 | |
| 聴覚障害 | T60 | 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | |

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

第14回九州チャレンジ陸上競技選手権大会

クラス説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<フィールド競技>

| | 競技グループ | |
|--------------------|---|---|
| 視覚障害 | F11 | 光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。 |
| | F12 | 手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。 |
| | F13 | 視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。 |
| (車椅子) 脳性麻痺 | F31 | 電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。 |
| | F32 | 四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。 四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動可能。装具や介助付きで、短い距離の歩行可能。 |
| | F33 | 中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。 |
| | F34 | 両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。座位バランス良い片麻痺車椅子利用者。 |
| (立位) 脳性麻痺 | F35 | 両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。 |
| | F36 | 歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。 |
| | F37 | 歩行または走可能な片麻痺。 |
| | F38 | 極めて軽度な麻痺、痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺。 |
| (立位) 低身長症 | F40 | 18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm、女性140cm以下)。 |
| (立位) 切断 機能障害 | F42 | 片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの |
| | F43 | 両下腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの |
| | F44 | 片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの |
| | F45 | 両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの |
| | F46 | 片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの |
| | F47 | 両足部切断または片足部切断。両足部切断または片足部切断に準ずる障害のもの。(国際大会のクラスに該当しないもの) |
| | F48 | 両手部切断または片手部切断。両手部切断または片手部切断に準ずる障害のもの。(国際大会のクラスに該当しないもの) |
| | (車椅子) (椅子使用) 頸損 脊損 切断 機能障害 | F51 |
| F52 | | 肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩の筋肉機能は弱い場合がある。指の屈伸は筋力3以下。(神経機能残存レベル C7) 車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不良。 |
| F53 | | 肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。(神経機能残存レベル C8) 車椅子常用。投げる腕の機能良好。座位バランス不良。または、投げる腕の機能は劣るが座位バランスは良好。 |
| F54 | | 両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない。(神経機能残存レベル T1~T7)。 車椅子常用。座位バランス不良。両下肢は機能しない。 |
| F55 | | 両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある。(神経機能残存レベル T8~L1) 車椅子常用。 両股関節離断。 |
| F56 | | 両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。 膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。座位バランス良好。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない。(神経機能残存レベルL2~L5) 車椅子常用。 両大腿切断(1/2以上)。 |
| F57 | | 両上肢と体幹機能が正常。座位バランスが良好。股関節屈曲と内転と外転、膝関節屈曲と伸展の機能をもつ。足関節背屈と底屈は弱い。 両大腿切断(1/2より長いものから膝関節離断含む)、片股関節離断。 |
| F58 | | 両上肢と体幹機能が正常。両下肢の筋力が合計70点以下。歩行可能だが、投てき時は車椅子または投てき台を使用する。 片大腿切断・両下腿切断(足関節離断含む) |
| 聴覚障害 | F60 | 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 |

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること